

## 第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づく環境影響評価方法書  
についての経済産業大臣の勧告（平成 30 年 8 月 6 日 20180208 保第 38 号）は、次のとおりである。

なお、方法書に対する経済産業大臣の勧告と事業者の対応は、表 7-1 のとおりである。

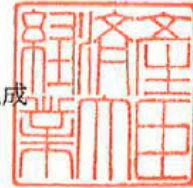
経済産業省

20180208保第38号

平成30年8月6日

合同会社 NWE-09 インベストメント  
代表社員 日本風力エネルギー株式会社  
職務執行者 ニティン・アプテ 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



合同会社 NWE-09 インベストメント「(仮称) 島根風力発電事業環境  
影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年2月8日付けで届出のあった「(仮称) 島根風力発電事業環境影響評価方法書」について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、同条第3項の規定に基づき、島根県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本方法書においては、風力発電機の設置位置や、実際に設置する風力発電機の機種等が示されておらず、方法書に記載されている各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法は事業計画が定まっていない状況で設定されているため、今後事業計画を策定あるいは変更した際は見直しを行い、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
2. 事業実施区域周辺には、二級河川の周布川などが分布し、水域には絶滅危惧種であるゴギを始め、特別天然記念物のオオサンショウウオなどの多数の希少な水生生物等、陸域にはしまねレッドデータブック掲載種や天然記念物のヤマネが生息・生育している可能性がある。環境影響評価の実施にあたっては、専門家等の意見を踏まえつつ、適切な時期、事業実施区域周辺も含めた適切な位置、適切な方法での調査を行うとともに、適切な予測及び評価を行うこと。
3. 事業実施区域周辺には地元住民のシンボルである雲城山や大麻山、室谷の棚田など眺望点や景観資源が多数存在し、主要な眺望点から風力発電設備を視認できる可能性が極めて高いことに加え、森林伐採や管理道路の設置等の環境改変による景観への影響が懸念されることから、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

表 7-1 方法書に対する経済産業大臣の勧告と事業者の対応

| 経済産業大臣の勧告  | 事業者の対応   |
|--|--|
| <p>1. 本方法書においては、風力発電機の設置位置や、実際に設置する風力発電機の機種等が示されておらず、方法書に記載されている各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法は事業計画が定まっていない状況で設定されているため、今後事業計画を策定あるいは変更した際は見直しを行い、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p>   | <p>方法書時点から事業計画を変更したことから、各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法の再検討を行い、調査、予測及び評価を行いました。</p> <p>その内容は、「第 8 章 8.2 調査、予測及び評価の手法の選定」、「第 10 章 10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に記載しました。</p> |
| <p>2. 事業実施区域周辺には、二級河川の周布川などが分布し、水域には絶滅危惧種であるゴギを始め、特別天然記念物のオオサンショウウオなどの多数の希少な水生生物等、陸域にはしまねレッドデータブック掲載種や天然記念物のヤマネが生息・生育している可能性がある。環境影響評価の実施にあたっては、専門家等の意見を踏まえつつ、適切な時期、事業実施区域周辺も含めた適切な位置、適切な方法での調査を行うとともに、適切な予測及び評価を行うこと。</p> | <p>環境影響評価の実施に当たっては、専門家等の意見を踏まえつつ、適切な時期、調査位置、調査手法での調査を行いました。また、現地調査の結果を踏まえ、適切に予測及び評価を行いました。</p> <p>その内容は、「第 10 章 10.1.4 動物」に記載しました。</p>                           |
| <p>3. 事業実施区域周辺には地元住民のシンボルである雲城山や大麻山、室谷の棚田など眺望点や景観資源が多数存在し、主要な眺望点から風力発電設備を視認できる可能性が極めて高いことに加え、森林伐採や管理道路の設置等の環境改変による景観への影響が懸念されることから、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p>  | <p>対象事業実施区域周囲の眺望景観に十分に配慮し、地域住民等の意見を踏まえ、景観への影響を極力低減できるよう配置や色彩等について十分に検討しました。</p> <p>その内容は、「第 10 章 10.1.7 景観」に記載しました。</p>  |